

【件名】

統合型GISを活用したセルフサービス端末の導入について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

1 導入効果

開発登録簿の閲覧や写しの交付、建築概要書や建築確認台帳の証明書発行のように、窓口での手続きが必要なものについては、セルフサービス端末を利用することで、来庁者自らが地図情報を確認しながら各図書の閲覧や証明書等の受領等が可能となる。

新庁舎移転に合わせてセルフサービス端末の運用を開始することにより、来庁者の待ち時間削減につなげ、区民サービスの向上等を図る。

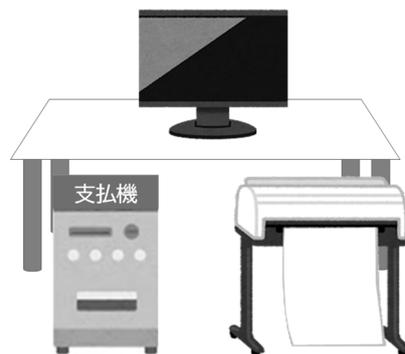
2 提供するサービス

- ・ 閲覧写しの発行（令和6年度以降には区HPでも閲覧可能予定）

地価公示・基準地価格、標識設置届、用途地域・都市計画概要図、道路台帳現況平面図、生活道路拡幅整備状況、建築基準法上の道路種別

- ・ 証明発行（窓口でも引き続き受領可能）

開発許可登録簿、境界確定図及び管理区域図、建築計画概要書、建築確認台帳照合証明書、指定道路図



セルフサービス端末の構成
（新庁舎9階に5台設置）



セルフサービス端末における証明書等の受領イメージ

セルフサービス端末導入で提供するサービス

課名	名称	内容	1日あたりの 対応件数
都市計画課	地価公示・ 基準地価格	地価公示・基準地価格の閲覧・ 写しの発行	0~1 (年10件程度)
	標識設置届	中高層予防条例に係る標識の閲覧・ 写しの発行	1
	開発許可登録簿※	都市計画法 29 条に係る登録簿 の閲覧・証明	2
	用途地域・ 都市計画概要図	用途地域・都市施設の閲覧・写し の発行	45
道路管理課	道路台帳現況 平面図	中野区管理道路の現況幅員等 を示した図の閲覧・写しの発行	10
	境界確定図及び 管理区域図	境界や管理区域を示した図の閲覧・ 写しの発行・証明※	35
道路建設課	生活道路拡幅 整備状況	狭あい道路の拡幅位置と拡幅部分 の管理方法の閲覧	30
建築課	建築計画概要書※	建築に係る概要が記載された図 書の閲覧・証明	50
	建築確認台帳照合証 明書※	建築確認受付台帳に記載された 事項の閲覧・証明	20
	指定道路図※	建築基準法施行規則第 10 条の 2 に基づく図の閲覧・位置指定 申請図等の証明	20
	建築基準法上の 道路種別	建築確認基準法第 42 条に係る 道路種別の閲覧	50

※令和 6 年度以降順次対応予定

3 今後の予定

令和 5 年 1 1 月 システム構築委託の契約

令和 6 年 5 月 新庁舎移転に合わせたセルフサービス端末の運用開始

令和 6 年度以降 システムの拡充（申請者登録、公印の電子押印等）